

議第174号

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を改正  
する条例

京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の一部を次のように改  
正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「第12条第1項第3号」を「第12条第  
1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する必要  
があるので提案する。